介護保険料

第1号被保険者（65歳以上）の皆さんへ

(1) 10月から納めます

介護保険では、介護を国民みんなで支えるため、40歳以上のすべての人が保険料を納めます。

65歳以上の人については、介護保険制度の円滑な実施のための特別措置として、

●今年の4月から9月までの半年間は、保険料を納めなくてもよいこと

●今年10月から来年9月までの1年間は、本来の保険料の半額を納めることになっています。

※「保険料を天引きされる年金の種類・保険料額を記入したお知らせ」を、9月下旬に送付しますので、確認してください。

■65歳以上の人の保険料の額　〈表1〉

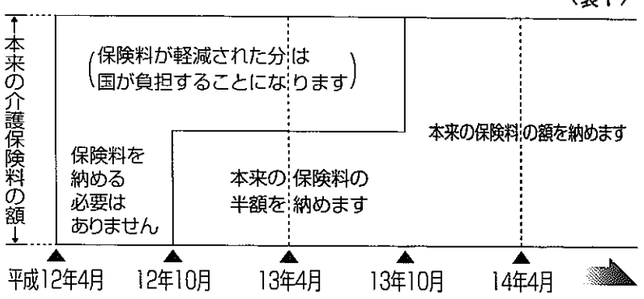

(2) 保険料の額

保険料は一人ひとり違います

同じ世帯に住んでいても、本人の所得や家族の課税状況によって保険料は異なる場合があります（表2）。

年金の所得金額

「所得」とは、「収入」と同じではありません。老齢・退職年金などの公的年金等の収入金額は次のように算出します。

公的年金等の収入金額	－	公的年金等控除額	＝	年金の所得金額

公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
260万円以下	140万円
260万円超 460万円以下	年金収入×25%＋ 75万円
460万円超 820万円以下	年金収入×15%＋121万円
820万円超	年金収入× 5%＋203万円

※この表は、平成11年12月31日に65歳以上だった人が対象です。

※例えば、収入が公的年金等だけの場合、年金収入約433万4千円で所得が250万円になります。

■所得に応じた保険料の年額　〈表2〉

	本人が住民税非課税で、			本人が住民税を納めていて、	
	生活保護被保護者 老齢福祉年金受給者（住民税世帯非課税）	世帯全員が住民税非課税	世帯の中に住民税を納めている人がいる	本人の合計所得金額が250万円未満	本人の合計所得金額が250万円以上
平成12年度	4,200円	6,300円	8,400円	10,500円	12,600円
平成13年度	12,600円	18,900円	25,200円	31,500円	37,800円
平成14年度	16,800円	25,200円	33,600円	42,000円	50,400円
段階区分	❶	❷	❸	❹	❺

問い合わせ
税務課市民税係　☎内252、244、250、251
保健福祉課介護福祉推進室　☎内270、271、233

(3) 保険料の納め方

保険料の納め方は老齢・退職年金の額などによって、年金からの天引き（特別徴収）と、口座振替か納付書による納付（普通徴収）のいずれかに分けられます。

※老齢福祉年金、障害年金、遺族年金、農業者年金の人は普通徴収になります。

老齢・退職年金の額が年額18万円以上の人

年金からの天引き（特別徴収）

●年金の支給時に、下記の金額が差し引かれます。1回の天引きで、2カ月分の保険料を納めることになります。

〈表2〉の段階区分	4月	6月	8月	10月	12月	2月	12年度年額
❶の人	納める必要はありません			1,400円	1,400円	1,400円	4,200円
❷の人				2,100円	2,100円	2,100円	6,300円
❸の人				2,800円	2,800円	2,800円	8,400円
❹の人				3,500円	3,500円	3,500円	10,500円
❺の人				4,200円	4,200円	4,200円	12,600円

老齢・退職年金の額が年額18万円未満の人

納付書を使って納付（普通徴収）

●国民保険税の納期に合わせて納付書を送付します。指定の金融機関で納めてください。

〈表2〉の段階区分	1～5期 5月～9月	6期 10月（10/31納期限）	7期 11月（11/30納期限）	8期 12月（12/28納期限）	9期 1月（1/31納期限）	10期 2月（2/28納期限）	12年度年額
❶の人	納める必要はありません	1,000円	800円	800円	800円	800円	4,200円
❷の人		1,500円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	6,300円
❸の人		2,000円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	8,400円
❹の人		2,100円	2,100円	2,100円	2,100円	2,100円	10,500円
❺の人		2,600円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	12,600円

※納付書には口座振替用紙も同封します。便利な口座振替をご利用ください。

介護保険制度

痴ほう症介護の一例

例：A子さん（84歳）は息子と二人暮らし。2年前に骨折し、歩行が困難である。また、難聴、骨粗しょう症、自覚症状のない白内障が進行している。被害妄想的な言動も出始めている。専門医に受診したところ痴ほう症と判断されたが、息子は在宅での生活をできるだけ長く送らせたいと考えている。

●介護保険でサービス利用

まず、介護保険の申請、認定を受けます。次に、介護支援専門員（ケアマネージャー）と相談して介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。A子さんと息子さんの生活に配慮して、サービス利用を決めます。介護度によって介護保険からの支給限度額があるので、サービス利用料についても相談します。

例えば、「入浴ができない、足腰のリハビリが必要、痴ほうが進まないように交流をしたい」としたら、通所リハビリテーション（デイケア）を利用。「日中一人で、食事や薬の準備と確認が必要」であれば、訪問介護（ヘルパー）を利用する、などです。

●医療の検討

難聴や白内障は改善が可能な場合もあります。痴ほう症状の悪化や転倒を防ぐためにも、耳鼻科や眼科で、耳あかや中耳炎の有無、白内障の手術の可否などを検討します。

●介護保険で住宅改修

住宅内の段差の解消、手すりの設置などにより、日常の動作を行いやすくします（介護保険から住宅改修費の一部が支給されます）。

●痴ほうの専門医から治療、指導を

痴ほう症の原因（アルツハイマー型、脳血管型、その他）を診断してもらい、症状に合った治療を受けることが重要です。

痴ほう症は、記憶障害などの障害が出ます。この諸症状を本人が受け入れられないことから、妄想やはいかいなどの症状が出現する場合があります。介護者はお年寄りの気持ちを考え、理解して接してあげることが大切です。

問い合わせ
白根市
在宅介護支援センター
☎373・4663
在宅介護支援センター
しなの園
☎373・3796
在宅介護支援センター
みずき苑
☎372・2195